

協議会における「7人委員」の活動と大綱改定への反映の成果について

岩城 穰（弁護士、過労死防止全国センター事務局長）

## 1 協議会における「7人委員」

過労死等防止対策推進法（過労死防止法）に基づいて設置されている「過労死等防止対策推進協議会」は、専門家委員8人、当事者代表委員4人、労働者代表委員4人、使用者代表委員4人の計20人で構成されているところ、専門家委員8人のうち川人博（過労死弁護団）、黒田兼一（過労死防止学会。初代会長の森岡孝二から交代）及び私の3人と、過労死遺族である当事者代表委員（現在は寺西笑子、高橋幸美、工藤祥子、渡邊しのぶ）の4人（以下「7人委員」という。）は、過労死防止基本法制定実行委員会時代からの流れを受けて、協議会設置直後から緊密に連絡を取り合い、協議会の開催前に行われる厚労省の過労死等防止対策推進室との事前協議では一緒に説明を受け、当日の発言の分担や内容などについて打ち合わせをしたうえで協議会当日に臨んできた。

この報告では、前回の2018年の大綱改定と、今回の2021年の大綱改定における7人委員の活動を紹介するとともに、今後の教訓をまとめておきたい。

なお、今回の大綱改定に際して私たちが提出した意見書や、その中のどの部分がどのように取り入れられたかについては、黒田兼一会員及び寺西笑子会員の報告を参照されたい。

## 2 前回の大綱改定での7人委員の活動と成果

前回の大綱改定（2018年）の際は、7人委員（当時は森岡孝二、川人、岩城、寺西、中原のり子、西垣迪世、前川珠子の7人）は連名で、2018年1月26日付けで「過労死等防止対策推進法施行3年後の見直し及び大綱の改定に当たっての意見」を提出した（厚労省の「第10回過労死等防止対策推進協議会」配布資料参照 ※1）。

このときの意見書では、①過労死防止法の改正についての意見（「第2」）と、②大綱の改定についての意見（「第3」）の2本立てとした。

①を入れたのは、過労死防止法の附則2項で「この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。」とされていることから、過労死防止法自体の改正もあわせて論じられるべきだと考えたからである。

現行法の条文と対比する形で具体的な改正案を挙げて改正を求めたが、残念ながら協議会では過労死防止法の改正の議論はなされなかった（当時開催された過労死防止議員連盟の総会で議連の議員たちにも訴えたが、ここでもあまり反応はなかった）。

②については、合計17の項目を挙げて大綱改定への反映を訴えたが、「大綱（素案）」や「大綱（案）」が厚労省から示される前に提出したことから、どちらかといえば一般的な要望が多くなり、その後出された「大綱素案」や「大綱案」に一定程度反映されたと考えられるが、具体的にどの部分がどのように反映されたのか、わかりにくい結果となった。

### 3 今回の大綱改定での7人委員の活動と成果

(1) 今回の大綱改定は2回目であったため、厚労省の作業の順序やペース、協議会の開催時期などがある程度読むことができたことから、上記の前回の教訓を踏まえ、7人委員は次のようなことを行った。

①2020年12月、年明けから協議会で大綱改定の議論がなされることから、それぞれが大綱改定についての意見を考えて持ち寄ることを確認。

②1月16日、7人によるzoom会議を持ち、それぞれの意見について意見交換。

③1月26日の第18回協議会では、それぞれ論点を分担して発言。

④3月に開催予定の第19回協議会に向けて、黒田委員、当事者委員4人、川人委員がそれぞれ個別に意見書を提出するとともに、これらを合体・編集した「「過労死等の防止のための対策に関する大綱」2021年度改正に当たっての意見」（以下「7人意見書」という。）を3月1日付けで提出した。

7人意見書では、今回の大綱改正についての私たちの基本的な問題意識を示すとともに、現行の大綱の箇所を示して、それについての具体的な変更や加筆の文言・文章を提案するよう努めた。

⑤すると、3月26日の第19回協議会で提示された「大綱（素案）」には、7人意見書の相当部分が取り入れられていた。

⑥次回の第20回協議会で示される「大綱（案）」が事実上最終的な大綱案となることが予想されたことから、私たちは「大綱（素案）」と第19回協議会での議論を踏まえて、4月15日付けで「「過労死等の防止のための対策に関する大綱」2021年度改正に当たっての追加意見書」（以下「追加意見書」という。）を提出した。

⑦すると5月25日の第20回協議会で示された「大綱（案）」には、私たちが追加意見書で述べた意見も相当程度取り入れられていた。

(2) このように、今回の大綱改定においては、私たち7人委員が具体的な文言・文章を提示した意見書を2回にわたって提出したことが、改定された大綱に大きな影響を与えたといえる。今後の教訓としたい。

(3) 改善すべき点として、「7人意見書」や「追加意見書」を提出にあたっては、私たち7人委員の背後には過労死防止全国センター、過労死家族の会、過労死弁護団などがあるのであるから、7人だけの議論にとどめるのではなく、これらの団体内で広く意見を募ってもよかったかもしれない。もちろん、多数の意見や詳細な意見が寄せられた場合に、限られた時間でそれらを十分に検討し、私たちの意見に取り入れることは容易でないが、より充実した意見書や協議会での議論につながる可能性があるし、それが望ましいと思う。

以上

※1 前回2018年の改定の際に提出した2018年1月26日付け7人意見書

<https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000192071.html>

※2 2021年3月1日付け7人意見書

<https://www.mhlw.go.jp/content/11201000/000756935.pdf> 所収

※3 同年4月15日付け追加意見書

<https://www.mhlw.go.jp/content/11201000/000783734.pdf> 所収